

令和5年3月3日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の
一部改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年1月20日から令和4年2月18日まで、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正案に関する意見の募集を行いましたところ、計1件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要とこれに対する考え方は以下のとおりです。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
<p>盛土規制法違反の場合、建築基準法違反と同程度もしくはそれ以上の厳格な対応が必要。盛土規制法により役員等が懲役刑に処せられた場合に限らず、「盛土規制法に基づく措置命令等、命令を受けた場合に・・・」の基準にすることが望ましい。</p>	<p>先般、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条の2第2号を改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第20条及び第39条に基づく災害防止措置命令違反等を位置付けたところです。</p> <p>このため、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」三2(4)①の「建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上営業停止処分を行うこととする」との規定により、同法に基づく災害防止措置命令を受けた者及びその命令に違反した者も、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく指示処分又は営業停止処分の対象となります。</p>

※ 掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。